

# 広島県西ブロック流域治水協議会 規約（案）

## （設置）

第 1 条 「広島県西ブロック流域治水協議会」（以下「協議会」）を設置する。

## （目的）

第 2 条 本協議会は、平成 30 年 7 月豪雨をはじめとした近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、別表 1 の水系（以下「広島県西ブロック」という。）において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害被害を軽減させる治水対策、「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

## （協議会の構成）

第 3 条 協議会は別表 2 の職にある者をもって構成する。

2 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

3 第 1 項による者のほか、必要に応じて協議会構成員の同意を得て、別表 2 の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を求めることができる。

## （幹事会の構成）

第 4 条 協議会に幹事会を置く。

2 幹事会は、別表 3 の職にある者をもって構成する。

3 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

4 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、流域治水に資する各種対策の検討、調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。

5 第 2 項による者のほか、必要に応じて幹事会構成員の同意を得て、別表 3 の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を求めることができる。

## （協議会の実施事項）

第 5 条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

一 広島県西ブロックで行う流域治水の全体像を共有・検討。

二 河川に関する対策、流域に関する対策、避難・水防等に関する対策を含む「流域治水プロジェクト」の策定と公表。

三 「流域治水プロジェクト」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ。

四 その他、流域治水に関して必要な事項。

## （会議の公開）

第 6 条 協議会は原則として報道機関を通じて公開する。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

2 幹事会は原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開とみなす。

## （協議会資料等の公表）

第 7 条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

- 2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

- 第 8 条 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。
- 2 事務局は、広島県土木建築局河川課で行う。
  - 3 事務局は必要に応じて、各構成員の担当者を招集し、担当者会議を開催できる。

(雑 則)

- 第 9 条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続き、その他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附 則)

- 第 10 条 本規約は、令和 3年 1月 26日から施行する。
- |    |    |    |    |     |
|----|----|----|----|-----|
| 改定 | 令和 | 4年 | 3月 | 28日 |
| 改定 | 令和 | 5年 | 3月 | 23日 |
| 改定 | 令和 | 6年 | 3月 | 27日 |
| 改定 | 令和 | 7年 | 3月 | 26日 |
| 改定 | 令和 | 8年 | 月  | 日   |

## 広島県西ブロック流域治水協議会 対象水系

(水系名)	やはた 八幡川水系
	せの 瀬野川水系
	えいだ 永田川水系
	えいけいじ 永慶寺川水系
	みたらい 御手洗川水系
	かわい 可愛川水系
	おかのした 岡ノ下川水系
	やの 矢野川水系
	そうず 総頭川水系
	おがの 小鹿野川水系
	おざき 尾崎川水系
	たなか 田中川水系

広島県西ブロック流域治水協議会 委員

(委員)

広島県西部建設事務所長  
広島県西部建設事務所廿日市支所長  
広島県農林水産局林業課長  
広島県農林水産局森林保全課長  
広島県農林水産局農業基盤課長  
広島市都市整備局長  
広島市下水道局長  
廿日市市長  
江田島市長  
海田町長  
熊野町長  
坂町長  
林野庁近畿中国森林管理局広島森林管理署山地災害復旧対策室長  
(国研) 森林研究・整備機構 森林整備センター広島水源林整備事務所長

(オブザーバー)

広島県危機管理監危機管理課  
広島県土木建築局砂防課  
広島県土木建築局港湾漁港整備課  
広島県土木建築局都市計画課  
広島県土木建築局都市環境整備課

広島県西ブロック流域治水協議会 幹事

(幹事)

広島県 西部建設事務所 次長（技術）  
 広島県 西部建設事務所 廿日市支所 次長（技術）  
 広島県 農林水産局 林業課主査  
 広島県 農林水産局 森林保全課主査  
 広島県 農林水産局 農業基盤課主査  
 広島市 危機管理室 災害対策課長  
 広島市 下水道局 河川防災課長  
 広島市 下水道局 施設部計画調整課長  
 広島市 都市整備局 都市計画課長  
 廿日市市 建設部 建設総務課長  
 廿日市市 建設部 下水道建設課長  
 廿日市市 建設部 維持管理課長  
 廿日市市 建設部 都市計画課長  
 江田島市 産業部 農林水産課長  
 江田島市 土木建築部 建設課長  
 江田島市 土木建築部 都市整備課長  
 江田島市 危機管理監 危機管理課長  
 海田町 建設部 建設課長  
 海田町 建設部 上下水道課長  
 海田町 建設部 まちデザイン課長  
 熊野町 建設農林部 建設課長  
 熊野町 建設農林部 都市整備課長  
 熊野町 建設農林部 下水道課長  
 熊野町 建設農林部 農林緑地課長  
 坂町 建設部 建設課長  
 坂町 建設部 都市計画課長  
 国土交通省 中国地方整備局 広島西部山系砂防事務所副所長  
 林野庁 近畿中国森林管理局 広島森林管理署総括治山技術官  
 （国研）森林研究・整備機構 森林整備センター広島水源林整備事務所造林係長

(オブザーバー) 広島県危機管理監危機管理課  
 広島県土木建築局砂防課  
 広島県土木建築局港湾漁港整備課  
 広島県土木建築局都市計画課  
 広島県土木建築局都市環境整備課

## 新旧対照表

新	旧	備考欄
<p>広島県西ブロック流域治水協議会 幹事 (幹事) 江田島市 危機管理監 危機管理課長</p>	<p>広島県西ブロック流域治水協議会 幹事 (幹事)</p>	<p>(追加)</p>